

予対通報 第17号



●発行日:令和5年3月31日

●発行者:島根県保育協議会 予算対策委員会

令和5年度に向けて

島根県保育協議会会長 堀江 泰誠
(出雲市保育協議会 たちばな保育園園長)

制度とはその時の社会情勢や社会的ニーズによってタイムリーにバージョンアップしていくべきものと思っています。

令和4年度からようやく表に出てきたと言ってよい子育て支援の議論は、我々保育者にとって大きなチャンスであると言えます。

我々保育団体は、社会からの信用を得ながら継続的に行政とのかかわりを持ち、先駆的に活動してかなければなりません。国への要望活動はもとより、県へ、各市郡への要望活動は長きにわたり、どのように保育行政とかかわりを保ってきたかがとても大切であると思っています。

国の制度が決まったとしても、それを実践する市町村に制度の必要性をしっかりと理解してもらわないと、実施することができません。島根県内においての様々な子育て支援策の市町村格差は、財政基盤だけでなく、それぞれの団体の会員参加率にも大きく左右されます。

その地域の保育施設の統一した意見なのか、そうでないかは、行政としての対応が全く異なってきます。

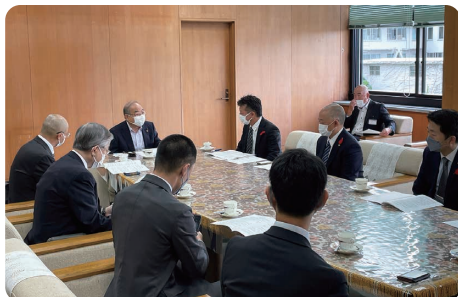
令和5年度から子ども家庭庁の創設により令和5年10月にはこれからの子育て支援の大綱が作られる予定です。そして人口減少、少子化の社会全体の危機感により、国の保育制度は大きく動きます。この時に県内各市町村の保育施設それぞれが思いを一つにして集い、保育行政の皆さんとしっかり肩を組んで語り、進むべき時であると思います。

是非とも、各市町村で未だ未加入の施設には声を掛け合って加入を促して頂き、大きな力としてこの波に乗っていただきたいと思っています。

これからも島根県保育協議会は県内会員団体の大きな力により、県へそして国へ要望活動を実施していく事となります。

何卒、一層のご協力をお願いいたします。

令和4年度 県知事・県議会議長・県健康福祉部長への陳情・要望活動の様子



少子化到来どうなる施設運営・経営

島根県保育協議会副会長 中山 哲夫
(松江市保育研究会 ふたば第一こども園園長)

予測を遥かに凌駕する少子化が進行しています。昭和24年の年間出生数270万人の第一次ベビーブームいわゆる「団塊の世代」をピークとして、昭和48年の同じく210万人の第二次ベビーブーム「団塊ジュニア」を経て、年間出生数は令和元年には90万人を割り込み令和4年は80万人に届かないと速報値が出でいます。劇的な社会構造の変化は、岸田内閣の異次元の少子化対策では到底解決できるとは思えません。少子化の大きな要因の一つは晩婚化と未婚化といわれています。このことは個々の自由意思に基づく多様化するライフスタイルの選択であり、第三者が介入する余地はありません。就学前教育・保育施設供給過剰時代の到来を受けて、私たちも従前の概念の大転換を余儀なくされています。昨年度末の予算通報で触れさせていただきましたが、「社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間の連携」がより一層現実味を帯びてきています。すでに各法人の経理規程にこの項目の記載が求められており、徐々に外堀は埋まりつつあるようです。

法人の経営状況を表す経営指標は、事業活動比率、人件費比率、負債比率、自己資本比率など多くありますが、

その中でも最も判りやすいのが自己資本比率かもしれません。法人単位貸借対照表中の純資産の部合計から国庫補助金等特別積立を引いて資産の部の合計で除して簡単に求められます。総資産に対して純資産がどれぐらいあるかを表す比率であり、高いほど財政的に安定しており、50%が分起点となります。それを割り込むと他人資本が純資産を上回っていることとなります。これからは、大きな収入の増は望めません。自己資本比率と照らし合わせながら施設の増改築、設備の更新などもより慎重かつ綿密な対応求められます。

令和4年度の決算時期も近づいています。ぜひ一度、法人の経営状況、体力を把握してみても如何でしょうか。

保育士等の養成校を卒業して保育の現場に就職する学生は約5割といわれており、その内、約4割が3年以内に離職するといわれています。無論これは全国平均のことであり島根県は多少この数字より良いのかもしれませんが。ただし、県外の養成校を卒業して県外で就職してしまう学生の数も考慮しなければなりません。学生の4年制大学志向が強くなっています。各施設ともこのことを踏まえた受け入れ態勢の整備も急がれます。

「こども家庭庁」の発足と異次元の少子化対策をめぐって

島根県保育協議会副会長 森山 幸朗
(雲南保育協議会 あおぞら保育園統括園長)

昨年来、保育施設で園児の置き去り事件、園児への不適切保育や虐待が行なわれていた事案が全国各地で発覚した。当該施設や担当保育者の責任は重大であり、極めて遺憾である。詳細な検証を行い、実態の解明と再発防止対策を実施し、さらに事案の背景について検証する必要がある。

保育という仕事は、新型コロナの感染拡大によってエッセンシャルワーカーとして社会に不可欠なものだという認識は広まったが、その重要性に比して職員配置基準や処遇が見合っていない。現在の保育現場は多様な保育ニーズに応える高い専門性を求められるなかにおいて、ゆとりある職員体制が整えられない実態がある。改善に向けて国の取り組みは始まっているが、その歩みは遅々としており、大きな質の改善にはつながっていない。

子ども・子育て支援新制度の財源に関して、12年に10%への消費増税を決めた時、増税分のうち子育てに配分する0.7兆円は主に待機児童対策という量の部分に充てる一方、質の向上のために別途0.3兆円を確保することになっていた。しかし、新制度が動き出しても、10年来の「約束」は果たされていない。何年経てば、安定的な財源など生まれるのか、疑問である。

突如として、「子ども予算を倍増」とか「異次元の少子化対策」を打ち出されても、政策の優先順位や内容、達成時期も明確ではない。ましてや財源は政策メニューをパッケージとして示してから検討するとしている。新聞

の投書欄に、「今の次元でいいから本気でやって！」と載っていた。この間、保育団体などが、こども家庭庁設立準備室と数回にわたって懇談。当面は政策メニューを取りまとめ、6月の骨太方針に方向性を明記することとしているとの説明である。

4月1日、こども家庭庁の発足と同時の「こども基本法」が施行される。こども家庭庁設置法では「子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ…」(第3条)支援を行うとされている。こども基本法は、「子どもの養育については、家庭を基本として行なわれ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行う」(第3条5基本理念)としている。子どもの権利条約によれば、子どもは養育・保育を受ける権利の主体であり行使の主体である。こども基本法では、子どもの立場・視点・こどもまんなか社会を強調しているが、子どもが養育を受ける権利主体であることをふまえた援助であるという視点が欠けている。子どもの権利保障のための援助でなく、社会(国・自治体・地域)が与える援助に基づく計画になる危険性がある。保護者の養育における第一義的責任を強調することで、養育の公的責任を不透明にしてしまうことが懸念される。こども家庭庁の今後の施策については、関係団体とも連携して注視していく必要がある。

令和4年度 陳情・要望活動について 「物価高騰対策にかかる意見聴取会」について

予算対策委員長 岩倉 善光
(大田市保育研究会 認定こども園みどり保育園園長)

令和4年度も、皆様からの要望事項を取りまとめ、10月12日(水)に県知事・県議会議員・健康福祉部長へ陳情・要望活動を行いました。

保育施設の質と機能の向上に向けて、配置基準の改善と公定価格の見直し、職員の処遇について国へ要望し、県へは小規模保育所(園)の経営安定化と未就学児への支援体制と保幼小連携の構築についての要望を行いました。

※要望内容については次ページをご参照ください。

また、今年度は緊急ではありましたが、自由民主党

島根県連政調会主催の「物価高騰対策にかかる意見聴取会」に出席をし、会員の皆様からのアンケート(調査)結果を基に、保育所等における電力・ガス等の価格高騰により運営費を圧迫している状況にあることについて報告をさせていただきました。

そして、調査結果を基に、下記の通り現状の報告と合わせ関係要望をさせていただきました。

この度、各施設におかれましては、ご多忙中のところ「保育施設における電力・ガス等の価格高騰状況調査」にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

【令和4年11月10日(木) 意見聴取会の報告】

- ・保育所等における電力・ガス等の価格高騰により、電気代が前年度比平均144.9%アップ、ガス代で平均116.3%アップのデータを基に、今後、恒久的な補助制度をお願いしました。
- ・水道光熱費、給食材料費等の高騰による運営費の圧迫により、安定的な保育が損なわれる状況にある。また、利用者の経済状況を鑑みれば物価高騰の影響を価格に転嫁することはできず、経営努力のみで対応し続けることは困難であることから、公定価格の見直しをお願いしました。
- ・急速な人口減少による定員割れの為の委託費減額と、今後の物価高騰による支出増により保育施設経営が困難になっている。公定価格および配置基準の根本的改訂をお願いしました。
- ・保育施設の老朽化、耐震化等による増改築を行う際、近年の建設材料費高騰により、国・県・市町村の補助単価が変わらないため、施設からの持ち出しが高額となり事業ができない状況が発生している。施設整備費等補助金の増額をお願いしました。

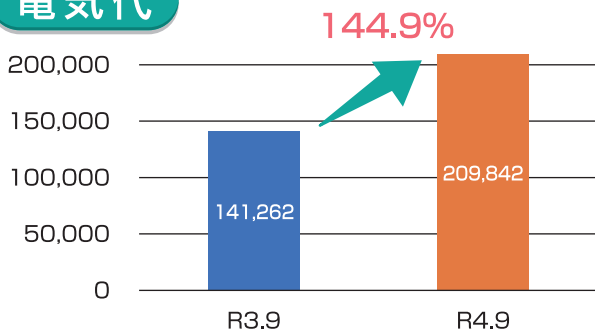
【保育所等における電力・ガス等の価格高騰状況調査結果(概要)】

回答期間：令和4年10月20日(木)～31日(月)

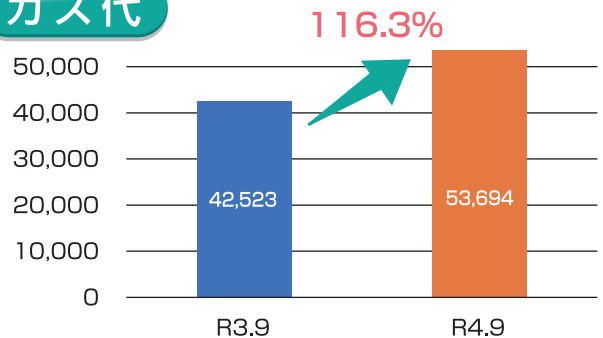
回答対象：日本保育協会島根県支部・島根県私立保育連盟・島根県保育協議会会員施設

回答数：154施設

電気代



ガス代



〈定員規模別集計〉

定員	R3.9	R4.9	前年比
～60人	77,983	103,623	132.6%
61人～90人	130,625	187,442	144.3%
91人～120人	170,661	264,162	155.7%
121人～150人	184,157	279,761	150.1%
151人	282,298	447,881	154.4%

〈定員規模別集計〉

定員	R3.9	R4.9	前年比
～60人	29,819	37,001	110.7%
61人～90人	31,342	36,823	110.2%
91人～120人	38,494	43,340	112.4%
121人～150人	59,935	70,636	125.2%
151人	122,114	192,539	159.9%

令和4年度 陳情・要望

要望趣旨

国においては、いよいよ令和5年4月1日にこども家庭庁が創設されることとなり、こども基本法で示されたこども政策の基本理念等に基づき、子ども政策を強力に推進していくこととされ、「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいくことに大きな関心をもっていただいているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、保育施設が、社会に不可欠なエッセンシャルワークとして、社会そのものを支えていることへの理解が進んだ一方で、コロナ禍におけるわが国の経済状況が回復するまでは、非常に厳しい状況が続くことが予想され、国として、保育の地位向上の取り組みと、さらなる現行配置基準の改正といった制度の見直しは不可欠であると考えます。

こうした中、本県においては、中山間地域を多く抱え、人口減少と少子化の進行はますます加速化し、持続可能な地域社会のあり方そのものが問われる中、『島根創生』を掲げ、様々な子ども施策の実現にご尽力していただいているところです。

地域から保育という機能がなくなることは、その地域が消滅していくことに繋がっていきます。

島根創生計画の「笑顔あふれるしまね暮らし宣言」の先にある、「人」を中心とした島根県の姿を考える時、保育施設の持つ「人や世代を繋ぐ機能」や「地域の子育てを支える機能」は、今後の持続可能な地域づくりに不可欠なものであり、県内どの地域においても安定した保育所運営が継続できること、そして、すべての子どもたちにさらなる育成環境を充実していくことは、『島根創生』の実現に大きく寄与するものであると考えています。

地域を支える重要な資源として、そして保育者が喜びを持って働き続けられる職場環境の実現をめざし、保育施設の質と機能の向上に向けて、より一層子ども・子育て施策が推進され、また、安定した財源が確保されますよう要望いたします。

国に対する要望

1. 保育の質の向上と、保育士業務負担の軽減を目的とした配置基準の改善と人工減少社会を見据えた公定価格の抜本的な見直しについて

最低基準と呼ばれる現在の保育士配置基準は、70年以上前に定められたものであり、様々な発達段階にある子どもへの保育の質や安全性、保育士の業務負担において課題が多く、長年改善をお願いしてまいりました。

配置基準の改善と人口減少時代の現在に合わせた抜本的な公定価格の見直しにより、保育の質の向上を図り、保育職員の業務負担の軽減、離職防止にもつながると考えられます。

また、島根県では、利用人数平均16人以下の小規模保育所も多く、離島・中山間の人口減少地域においては、収入が安定せず、職員の確保に合わせ運営が非常に困難な状況にあります。

持続可能な地域づくりにおいて、良質な保育を提供し続けるためにも、小規模保育施設の安定的な運営にご配慮ください。

2. 処遇改善等加算Ⅱについて

保育現場が社会的な使命と役割を發揮する魅力的な職場となるためには、職員の質の向上とそれに見合った処遇とすることは必要不可欠です。

これまで、各施設におきましては、限られた財源の中で、保育士をはじめとする職員の保育研究や研修受講による能力向上とそれに対応した賃金体系の構築に試行錯誤してまいりました。

こうした状況をくみ取り、国におかれましては、処遇改善等加算Ⅱの制度を導入し、保育現場への支援をいただいているところです。

一方で、ここ数年の新型コロナウイルス感染症対応などにより多忙の中、本加算の要件である研修を受ける必要性が生じているため、多くの職場で、他に受講すべき研修に参加できないことや対象外職員が研修に参加できないなど現状との間にギャップが生じているとの声があります。

また、本加算は、対象人数が定員規模等により算出され加算額が決定する仕組みとなっており、施設によっては、研修を受けた職員全員が当該加算による平等な賃金改善の恩恵が受けられないことや、今後、研修を受けた職員が増加していくことにより、改善後の賃金ベースを維持するために必要な財源確保に不安を覚える施設が多くあります。

保育現場が、真に求めるキャリアアップと賃金ベースを維持するためにも、各施設が賃金体系を安定的に運用できる財源を確保できるよう、より自由度が高い処遇改善制度への抜本的な見直しを要望します。

県に対する要望

1. 小規模保育所（園）の経営安定化の補助について

我が県の過疎化・少子高齢化は急速に進み、離島・中山間地域では、途中入所も少なく、恒常的に定員割れの為に運営が大変厳しく、事業の継続・保育士確保が困難であります。

離島・中山間地域においても、安心して子育てできる環境を確保することが必要であり、厳しい運営状況の中で、小規模保育施設の運営を継続するためには、補助事業による支援が必要であり、以下について要望します。

(1) 現在、県で制度化されている補助事業「小規模民間保育所運営対策事業」を今後も継続してください。

(2) 当該補助事業を活用してもなお運営状況が厳しいため、入所人数別の補助単価を引き上げてください。

2. 未就学児への支援体制と保幼小連携の構築について

国においては、小学校就学前のこどもから青少年に至るまで、幅広い子育て支援を目的に、子ども政策の新たな推進体制である「こども家庭庁」の創設が決定されました。

島根県内においては、支援を必要とする、或いは微妙な問題を抱える未就学児に対して、関係機関とのスムーズな連携がとれていないケースもあり、結果的に就学時に問題となることがあります。こうした問題を解決するために、保育施設と教育委員会、児童相談所、市町村担当課、さらには相談支援事業所等との情報共有及び円滑な支援における連携体制を構築してください。

3. 災害時の対応必需品について

災害や感染症拡大等による非常事態下において、保育施設が迅速かつ適切な対応ができるよう、仕組みの改善・整備を促進すると共に、衛生用品等必需品が保育現場に対しても安定的に供給されるような仕組みを構築してください。